

ASCENSION SOUTHEAST MICHIGAN

請求および徴収ポリシー

2021年7月1日

ポリシー/原則

Ascension Southeast Michigan（「組織」）のポリシーは、組織の資金援助ポリシー（または「FAP」）に従い、組織において緊急およびその他の医学的に必要なケアを提供するための社会的に公正な実践を保証することです。この請求・徴収ポリシーは、資金援助を必要とし本組織で医療を受けた患者に対する請求と徴収に対処するために特に策定されたものです。

すべての請求および徴収の実施には、個人の人間としての尊厳と公益を守ることに對する当組織の誓約および敬意、貧困に苦しむ人やその他の社会的弱者への特別な配慮および連帯、さらには分配の公正と財産管理に対する誓約が反映されます。当組織の従業員および代理人は、患者およびその家族への対応を尊厳、敬意および思いやりを持って行うことを含めて、カソリックが支援する施設のポリシーおよび価値を反映する方法で行動するものとします。

この請求および徴収ポリシーは、雇用された医師のサービスや行動の健康を含む、組織が提供するすべての緊急およびその他の医学的に必要なケアに適用されます。この請求および徴収ポリシーは、「緊急」やその他の「医学的に必要なケア」ではないケアの支払いの取り決めには適用されません（これらの用語は組織の FAP で定義されているため）。

定義

1. 「**501(r)**」とは、内国歳入法の 501(r) 項およびそれによって公布される規制を指します。
2. 「**異例徴収措置**」または「**ECA**」とは、501(r) の下で制限を受ける以下の徴収活動を指します：
 - a. 購入者が以下に示す一定の制限を受けない限り、患者の負債を他の当事者に売却する。
 - b. 消費者信用報告機関または信用調査会社に患者に関する不利な情報を報告する。

- c. 患者が以前に提示され、FAP の対象となった一つまたは複数の請求に対して未払いであるため、医学の上必要な医療を延期または拒否する、または前もって支払いを求める。
- d. 破産における債権の申し出または人的傷害手続きにおける損害賠償を除く、法的または裁判手続きを必要とする措置。このような措置には以下が含まれますが、これに限定されません。
 - i. 患者の財産に先取特権を設定する
 - ii. 患者の財産に対し担保権を行使する
 - iii. 患者の銀行口座または他の動産を差し押さえるか、他の方法で押収または没収する
 - iv. 患者に対し民事裁判を起す
 - v. 患者の賃金を差し押さえる

ECA には以下のものは含まれません（上記で定めた ECA の基準に他の面では合致している場合も同様です）：

- a. 患者の負債の売却の前に負債購入者と間に法的拘束力のある書面の合意が存在し、それによって以下の条件が適用される場合は、その患者の負債の売却。
 - i. 購入者は、医療に対する支払いを得るために ECA に関与することを禁止される。
 - ii. 購入者は、内国歳入法 6621(a)(2) 項に従って施行される負債売却時の利率（または内国歳入庁週報で発表された他のガイダンスで規定される他の利率）を超える利息を負債に課すことを禁止される。
 - iii. 当組織または購入者が患者は資金援助に適格であると決定した後、負債は当組織に返却可能または当組織が回収可能である。
 - iv. 購入者は、合意書で規定される手続きに従うことを求められる。この合意書は、患者が資金援助に適格と判断され、負債が当組織に返却されないか当組織が回収しない場合、FAP に従って患者が個人的に支払う責任を有する額を超えて購入者および当組織に対し患者は支払いを行わない、または支払う義務がないことを確認するものである。
- b. 当組織による医療提供の対象である人的傷害の結果として患者に支払うべき判決額、和解額または示談額に対して州法の下で主張するために当組織に与えられた先取特権、または
- c. 破産手続きにおける債権の申し出。

3. 「**FAP**」とは、当組織の資金援助ポリシーを指します。これは、当組織および Ascension Health のミッションを推進するために、また 501(r) に従って、適格な患者に対する資金援助を提供するポリシーです。
4. 「**FAP 申請**」とは、資金援助を申請することを指します。
5. 「**資金援助**」とは、当組織の FAP に従って当組織が患者に提供する支援を指します。
6. 「**組織**」とは、Ascension Southeast Michigan を意味します。追加情報が必要であるか、質問または意見を提出するか、要請を提出する場合には、以下に示すオフィス、または当組織から受け取った適用される通知または連絡情報に記載のオフィスに連絡してください。

Ascension St. John Hospital
宛先: Financial Counseling FAP/Main Registration
22101 Moross Road
Detroit, Michigan 48236

7. 「**患者**」とは、当組織による医療を受けている（または医療を受けた）個人、およびこのような医療に対する支払い責任を有する他の人物（家族、後見人を含む）を指します。

請求および徴収の実施

当組織は、提供した医療を通知し患者に情報を提供する請求書を定期的に発行するために整然とした手続きを維持します。組織が提供するサービスに対する患者による不払いの場合、組織は、電話、電子メール、対面によるコミュニケーションの試み、および 1 つ以上の ECA を含むがこれらに限定されない、支払いを取得するための措置をとることができます。この請求および徴収ポリシーに含まれる規定および制限の対象となります。収益循環部門は、組織が資金援助の適格性を決定するために合理的な努力を払ったこと、および組織が ECA に従事する可能性があることを決定する最終的な権限を持っています。

501(r) に従って、この請求および徴収ポリシーでは、異例徴収措置 (ECA) を実施する前に、FAP に照らして患者が資金援助に適格であるかを決定するために当施設が行わなければならない合理的な努力が特定されています。決定を下した後、ここに示したように当組織は一つまたは複数の ECA を進めます。

1. **FAP 申請手続き**。以下に規定されている場合を除き、患者は、組織から受け取った緊急およびその他の医学的に必要なケアに関して、いつでも FAP 申請を提出す

ることができます。資金援助への適格性の決定は、以下の一般カテゴリーに基づいて行われます。

- a. 完全な FAP 申請。完全な FAP 申請書を提出する患者の場合、組織は、以下に示すように、適時、ECA を一時停止して、ケアの支払いを取得し、適格性を判断し、書面による通知を提供するものとします。
 - b. 推定適格という決定。患者が FAP で利用できる最高額は給付できないと推定される場合、組織は決定の根拠を患者に通知し、ECA を開始する前に寛大な支援を申請するための妥当な期間を患者に与えます。
 - c. 申請が提出されない場合の通知および手続き。完全な FAP 申請が提出されるか、FAP の推定適格性基準に従って適格と決定されない限り、当組織は患者に送付された医療に対する退院後の最初の請求書の日付から 120 日以上の期間、ECA の実施を控えます。医療が複数回行われた場合、この通知の提示を一つにまとめることができます。この場合、時間枠はまとめた通知に含まれる最後の医療に基づくものとなります。FAP 申請を提出していない患者から医療料金を得るために一つ以上の ECA を開始する前に、当組織は以下の措置を講じるものとします：
 - i. 適格患者は資金援助を利用できることを示し、医療料金を得るために講じる意向である ECA を明記し、ECA が開始されるまでの期限（書面による通知が提示された日付から 30 日以降）について言及した書面による通知を患者に送付する。
 - ii. 平明な文言を用いた FAP の概要を患者に提示する。
 - iii. FAP および FAP 申請手続きについて患者に口頭で通知するための合理的努力を行う。
 - d. 不完全な FAP 申請。不完全な FAP 申請を提出した患者の場合、組織は FAP 申請を完了する方法について書面で患者に通知し、患者に 30 暦日を与える必要があります。この期間、実施予定の ECA を一時停止するものとし、書面による通知で (i) 申請を完了させるために必要な追加情報または FAP ないし FAP 申請で求められる文書を説明し、(ii) 適切な連絡先を含めます。
2. 医療の延期または拒否に対する制限。FAP の定義に従って、FAP の対象となる以前に提供された医療に対する一つまたは複数の請求について患者が支払いを行っていないために、当組織が医学上必要な医療を延期または拒否するか、このような医療を提供する前に支払いを求める意向である場合には、患者に FAP 申請書および適格患者は資金援助を利用できることを示した書面の通知を提示します。
 3. 決定通知。

- a. 決定。完成した FAP 申請書がある患者について受け付けた後、当組織は FAP 申請書を評価して適格性を決定し、暦日 45 日以内に患者に書面で最終決定を通知します。この通知には、患者に支払い責任がある額に関する決定が含まれます。FAP の申請が却下された場合には、却下の理由を説明し、不服申し立てまたは再考に関する指示を示す通知を送付します。
 - b. 払い戻し。当組織は医療について患者が支払った額のうち、FAP に従って患者に個人的な支払義務があると判断した額を超える分について払い戻しを行います。ただし、この超過が 5.00 ドル未満の場合を除きます。
 - c. ECA の取り消し。患者が FAP に従う資金援助に適格と決定された場合、その程度に合わせて当組織は医療に対する支払いを得るために患者に対して講じられた ECA を取り消すためにあらゆる合理的対策を講じます。このような合理的対策には、一般に患者に対する不利な判断を無効にする、患者の財産に対する差し押さえまたは先取特権を取り消す、消費者信用報告機関または信用調査会社に報告された患者の信用報告から不利な情報を削除する対策が含まれますが、これに限定されません。
4. 不服申し立て。患者は、却下の通知の受け取りから暦日 14 日以内に当組織に追加情報を提供することで、資金援助の適格性却下に対する不服申し立てを行えます。すべての不服申し立てを当組織が審査し、最終決定を下します。最終決定で以前の資金援助却下が確認された場合には、書面による通知を患者に送付します。
 5. 徴収。上記の手続きが完了した後、患者請求・支払い計画の策定、処理およびモニタリングに関する当組織の手続きで決められたとおり、当組織は延滞金がある無保険および保険額過少の患者に対して ECA を進めることができます。ここに示した制限の範囲内で、当組織は借金勘定の処理のために信頼できる外部不良債権徴収機関または他の委託機関を利用でき、このような機関は第三者に適用される 501(r) の規定に従うものとしします。